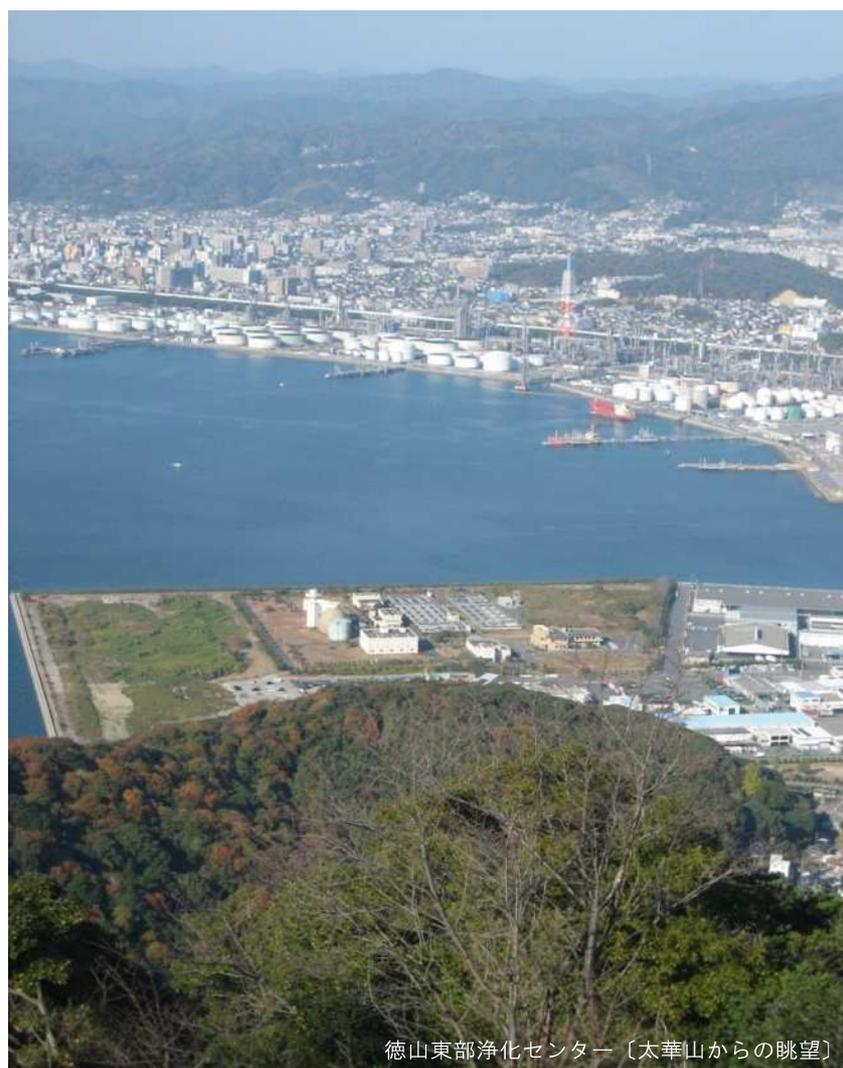


# 周南市の下水道

2024年(令和6年)



徳山東部浄化センター〔太華山からの眺望〕

周南市上下水道局

# 目 次

1. 周南市の下水道	1
2. 公共下水道のあゆみ	2
3. 公共下水道事業の概要	3
【1】 全体計画の概要	
【2】 事業計画の概要	
※ 周南市下水道計画図	4
4. 浄化センターの概要	
資料 - 1	5
資料 - 2	6
5. ポンプ場の概要	7
【1】 汚水ポンプ場	
【2】 雨水ポンプ場	
6. 公共下水道建設事業実績	8
7. 公共下水道の整備状況	9
8. 集落排水施設の概要	10
9. 汚水処理人口普及率	11
10. 下水道使用料	12
11. 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度	13
12. 下水道事業の財政状況	14
13. 周南市上下水道局の組織	16

## 1 周南市の下水道

下水道の主な役割は、生活環境の改善や浸水の防除等による都市の健全な発達と公衆衛生の向上、並びに公共用水域の水質保全を図ることにあります。

本市の下水道事業は、公共下水道4処理区(流域関連公共下水道1処理区)、特定環境保全公共下水道3処理区で整備を進め、令和5年度末の処理区域内人口は119,913人で、公共下水道の普及率は88.6%となっています。

また、農業集落排水3地区、漁業集落排水1地区の整備は完了しており、集落排水と合併処理浄化槽による整備人口を加えた汚水処理人口普及率は、95.8%となっています。

一方、下水道施設は、供用開始から50年が経過した徳山中央処理区始め、新南陽処理区も供用開始から40年以上経過するなど、老朽化が進む施設の改築・更新が大きな課題となっています。また、線状降水帯などの発生により、浸水被害が出ていることから、市民の安全安心のため、より一層の関係機関との連携し対策を図っていく必要があります。

なお、平成23年4月より、計画的で効率的な事業運営と経営の透明性の向上を図るため、地方公営企業法を全部適用するとともに、水道局と組織統合し、上下水道局として事業運営にあたっています。



## 2 公共下水道のあゆみ

令和6年3月31日末現在

昭和21年	10月	---	本市最初の下水道事業国庫補助を受け御幸通から事業を開始
昭和23年	10月	30日	徳山市公共下水道事業認可
昭和41年	10月	1日	徳山中央浄化センター供用開始(中央処理区)
昭和48年	5月	2日	新南陽市公共下水道事業認可
昭和49年	11月	1日	江口ポンプ場供用開始(合流系統)
昭和54年	12月	1日	新南陽浄化センター供用開始(新南陽処理区)
昭和55年	4月	1日	野村開作排水ポンプ場供用開始(富田南部第1排水区)
昭和56年	1月	21日	熊毛町流域関連公共下水道事業認可
昭和57年	4月	1日	古開作汚水中継ポンプ場供用開始
昭和60年	10月	1日	江口ポンプ場供用開始(分流系統)
昭和60年	12月	1日	福川汚水中継ポンプ場供用開始
昭和63年	4月	1日	熊毛町流域関連公共下水道供用開始(周南処理区)
平成元年	1月	13日	徳山市特定環境保全公共下水道事業認可(湯野地区)
平成 2年	4月	1日	徳山東部浄化センター供用開始(東部処理区)
平成 5年	11月	11日	新南陽市特定環境保全公共下水道事業認可
平成 7年	2月	16日	鹿野町特定環境保全公共下水道事業認可
平成 7年	10月	1日	福川雨水ポンプ場供用開始(福川西部第1排水区)
平成 8年	9月	1日	新南陽北部浄化センター供用開始(特定環境保全公共下水道)
平成11年	10月	26日	鹿野浄化センター供用開始(特定環境保全公共下水道)
平成18年	2月	20日	周南市公共下水道事業計画変更認可
平成18年	3月	17日	周南市流域関連公共下水道事業計画変更認可
平成19年	7月	9日	新地雨水ポンプ場建設着手(福川西部第2排水区)
平成22年	9月	27日	徳山中央浄化センター再構築事業着手
平成22年	10月	1日	周南市公共下水道事業計画変更認可
平成23年	3月	24日	周南市流域関連公共下水道事業計画変更認可
平成23年	3月	31日	新地雨水ポンプ場供用開始(福川西部第2排水区)
平成24年	3月	14日	周南市公共下水道事業計画変更認可
平成26年	3月	28日	周南市公共下水道事業計画変更
平成28年	3月	10日	周南市流域関連公共下水道事業計画変更
平成28年	3月	29日	周南市公共下水道事業計画変更
平成29年	6月	21日	周南市流域関連公共下水道事業計画変更
平成30年	4月	2日	周南市公共下水道事業計画変更
令和 2年	6月	30日	周南市公共下水道事業計画変更
令和 5年	3月	15日	周南市流域関連公共下水道事業計画変更
令和 5年	3月	15日	周南市公共下水道事業計画変更

### 3 公共下水道事業の概要

#### 【1】 全体計画の概要

	周南市計	公共下水道						流域関連	
		徳山中央	徳山東部	新南陽	新南陽北部	鹿野	公共計	周南	
目標年度		令和27年度						令和27年度	
行政人口(人)	118,400	107,600						10,800	
計画処理面積(ha)	3,900	634.2	1,291.1	1,225.4	39.5	110.6	3,301	599.6	
計画処理人口(人)	98,130	22,800	36,200	28,300	430	1,200	88,930	9,200	
計画日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日)	計画区域	56,957	19,700	17,700	14,200	500	700	52,800	4,157
	流入区域	1,100	—	1,100	—	—	—	1,100	—
	計	58,057	19,700	18,800	14,200	500	700	53,900	4,157
処理能力(m <sup>3</sup> /日)	67,240	23,100	22,700	18,600	840	2,000	67,240	—	
汚水ポンプ場	3	1		2			3		
雨水ポンプ場	5			5			5		

※公共下水道:R5.3.15付, 流域関連公共下水道:R5.3.15付

#### 【2】 事業計画の概要

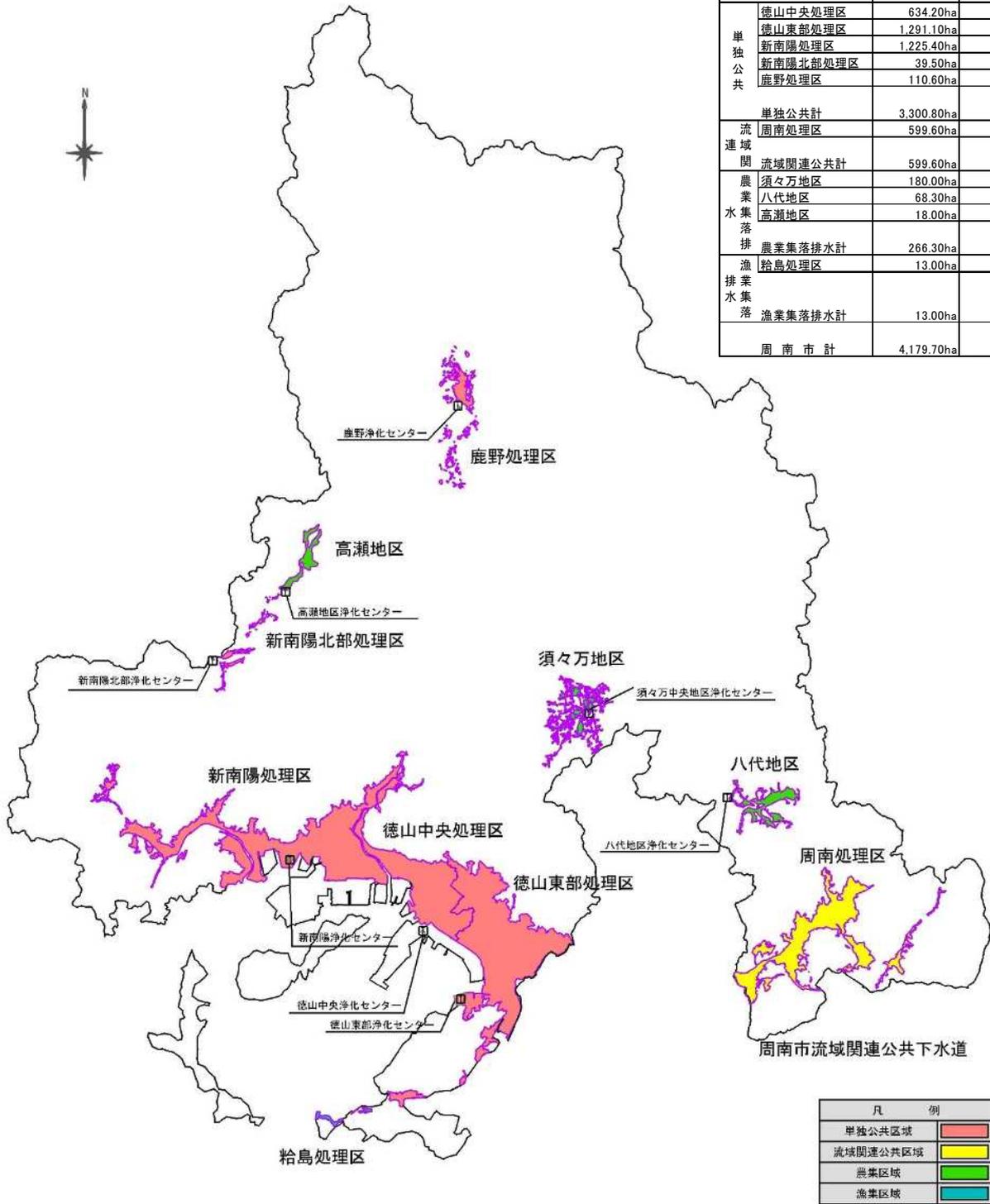
	周南市計	公共下水道						流域関連	
		徳山中央	徳山東部	新南陽	新南陽北部	鹿野	公共計	周南	
目標年度		令和11年度						令和11年度	
行政人口(人)	141,900	128,500						13,400	
計画処理面積(ha)	3,900	634.2	1,291.1	1,225.4	39.5	110.6	3,301	599.6	
計画処理人口(人)	115,430	26,900	42,000	33,090	600	1,600	104,190	11,240	
計画日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日)	計画区域	64,634	21,600	20,400	16,400	300	900	59,600	5,034
	流入区域	1,100	—	1,100	—	—	—	1,100	—
	計	65,734	21,600	21,500	16,400	300	900	60,700	5,034
処理能力(m <sup>3</sup> /日)	102,765	42,000	25,600	32,700	465	2,000	102,765	—	
処理場敷地面積(ha)	23.40	2.53	14.01	5.70	0.34	0.82	23.40	—	
汚水ポンプ場	3	1		2			3		
雨水ポンプ場	5			5			5		

※公共下水道:R5.3.15付, 流域関連公共下水道:R5.3.15付

# 周南市下水道計画図

令和5年3月15日

名称	計画区域面積	内特環面積	
単独公共	徳山中央処理区	634.20ha	—
	徳山東部処理区	1,291.10ha	—
	新南陽処理区	1,225.40ha	28.00ha
	新南陽北部処理区	39.50ha	39.50ha
	鹿野処理区	110.60ha	110.60ha
単独公共計	3,300.80ha	178.10ha	
流域関連	周南処理区	599.60ha	—
	流域関連公共計	599.60ha	—
農業水集落排水	須々万地区	180.00ha	—
	八代地区	68.30ha	—
	高瀬地区	18.00ha	—
	農業集落排水計	266.30ha	—
漁排水集落	給島処理区	13.00ha	—
	漁業集落排水計	13.00ha	—
周南市計	4,179.70ha	178.10ha	



#### 4 浄化センターの概要

資料 - 1

浄化センター名	施設概要			
徳山中央 浄化センター	 <p style="text-align: center;">発電機棟</p>	事業着手年度	昭和37年度	
		供用開始年月日	昭和41年10月1日	
		敷地面積(m <sup>2</sup> )	25,300	
		処理方式	標準活性汚泥法	
		処理能力(m <sup>3</sup> /日)	全体計画	23,100
			事業計画	42,000
現 有	42,000			
徳山東部 浄化センター	 <p style="text-align: center;">卵型消化槽</p>	事業着手年度	昭和58年度	
		供用開始年月日	平成2年4月1日	
		敷地面積(m <sup>2</sup> )	140,100	
		処理方式	標準活性汚泥法	
		処理能力(m <sup>3</sup> /日)	全体計画	22,700
			事業計画	25,600
現 有	19,200			
新南陽 浄化センター	 <p style="text-align: center;">管理本館</p>	事業着手年度	昭和49年度	
		供用開始年月日	昭和54年12月1日	
		敷地面積(m <sup>2</sup> )	57,000	
		処理方式	標準活性汚泥法	
		処理能力(m <sup>3</sup> /日)	全体計画	18,600
			事業計画	32,700
現 有	32,700			

浄化センター名	施設概要			
新南陽北部 浄化センター	 <p data-bbox="512 824 646 853">水処理施設</p>	事業着手年度	平成5年度	
		供用開始年月日	平成8年9月1日	
		敷地面積(m <sup>2</sup> )	3,420	
		処理方式	オキシデーション ディッチ法	
		処理能力(m <sup>3</sup> /日)	全体計画	840
			事業計画	465
現 有	465			
鹿野浄化 センター	 <p data-bbox="512 1346 646 1375">水処理施設</p>	事業着手年度	平成7年度	
		供用開始年月日	平成11年10月26日	
		敷地面積(m <sup>2</sup> )	8,200	
		処理方式	オキシデーション ディッチ法	
		処理能力(m <sup>3</sup> /日)	全体計画	2,000
			事業計画	2,000
現 有	2,000			

## 5 ポンプ場の概要



### 【1】 汚水ポンプ場

		江口P		古開作	福川
		合流	分流	汚水中継P	汚水中継P
事業着手年度	-	S43	S57	S54	S57
供用開始	-	S49.11.1	S60.10.1	S57.4.1	S60.12.1
敷地面積(m <sup>2</sup> )	-	2,100		780	1,050
計画処理人口(人)	全体計画	770	7,200	-	-
	事業計画	930	8,200	-	-
計画処理面積(ha)	-	18.7	257.0	538.8	425.4
時間最大汚水量(m <sup>3</sup> /分)	全体計画	0.65	5.00	6.46	4.79
	事業計画	0.72	5.49	16.53	8.33
計画流入水量(m <sup>3</sup> /分)	-	1	6	17	9

### 【2】 雨水ポンプ場

	福川	中開作	富田中央	新地	野村開作
	雨水P	雨水P	雨水P	雨水P	排水P
事業着手年度	H6	-	-	H19	S52
供用開始	H7.10.1	-	-	H23.3.31	S55.4.1
敷地面積(m <sup>2</sup> )	2,400	3,400	5,180	2,580	7,500
計画排水面積(ha)	40.6	77.6	175.0	35.2	237.6
計画流入水量(m <sup>3</sup> /分)	474	864	1,455	347	1,640

## 6 公共下水道建設事業実績

年 度	整備状況 (上段( ):年度整備量)			建設事業費投資額 (千円)				
	処理面積(ha)	処理人口(人)	普及率(%)	区 分	污水管渠	雨水管渠	処理場	合計
平成28年度まで	3,043	126,185	(86.5)	補助事業費	41,364,856	10,118,017	40,221,443	91,704,316
				総事業費	66,683,018	11,295,120	44,532,211	122,510,349
29	(4)	(-954)	(0.2)	補助事業費	296,564	591,212	182,793	1,070,569
	3,047	125,231	(86.7)	総事業費	426,491	676,429	251,940	1,354,860
30	(3)	(-1,069)	(0.1)	補助事業費	145,852	183,775	405,802	735,429
	3,050	124,162	(86.8)	総事業費	313,372	347,031	585,536	1,245,939
令和元年度	(1)	(-865)	(0.0)	補助事業費	73,799	800,751	105,549	980,099
	3,051	123,297	(86.8)	総事業費	270,770	887,529	193,076	1,351,375
令和2年度	(5)	(-1,021)	(0.3)	補助事業費	27,971	1,222,507	328,622	1,579,100
	3,056	122,276	(87.1)	総事業費	376,905	1,354,432	329,579	2,060,916
令和3年度	(3)	(-1,190)	(0.2)	補助事業費	26,695	1,112,200	25,141	1,164,036
	3,059	121,086	(87.3)	総事業費	371,275	1,248,574	145,591	1,765,440
令和4年度	(4)	(437)	(1.2)	補助事業費	74,692	167,135	1,174,836	1,416,663
	3,063	121,523	(88.5)	総事業費	249,938	286,851	1,455,017	1,991,806
令和5年度	(0)	(0)	(0.0)	補助事業費	28,720	488,844	309,517	827,081
	3,063	121,523	(88.5)	総事業費	310,234	604,129	611,457	1,525,820
令和5年度まで	—	—	—	補助事業費	42,039,149	14,684,441	42,753,703	99,477,293
				総事業費	69,002,003	16,700,095	48,104,407	133,806,505

污水管渠 : 合流管、污水ポンプ場を含む

雨水管渠 : 雨水ポンプ場を含む

## 7 公共下水道の整備状況

令和6年3月31日現在

	行政区域 面積 (ha)	行政区域 人口 A (人)	事業計画 面積 (ha)	管渠延長 (m)	処理区域 面積 (ha)	処理区域内 人口 B (人)	処理区域内 戸数 (戸)	水洗化人口 C (人)	水洗化戸数 (戸)	下水道 普及率 B/A (%)	水洗化率 C/B (%)
徳山	34,010	89,596	2,275	496,281	1,670	78,914	39,777	74,540	37,634	88.1	94.5
新南陽	6,426	28,940	915	184,445	851	27,482	13,412	26,757	13,034	95.0	97.4
熊毛	7,050	14,169	600	101,396	475	11,734	5,449	10,652	4,934	82.8	90.8
鹿野	18,146	2,610	110	36,221	97	1,783	1,004	1,543	874	68.3	86.5

令和5年度末	65,632	135,315	3,900	818,343	3,093	119,913	59,642	113,492	56,476	88.6	94.6
--------	--------	---------	-------	---------	-------	---------	--------	---------	--------	------	------

## 8 集落排水施設の概要

		農業集落排水施設				漁業集落排水施設	
		須々万地区		高瀬地区	八代地区	給島	
		須々万市地区	山手地区				
事業開始年度		昭和59年度	平成7年度	平成8年度	平成14年度	平成5年度	
完了年度		平成3年度	平成12年度	平成14年度	平成19年度	平成9年度	
供用開始年月日		昭和63年10月25日	平成12年4月1日	平成12年7月1日	平成18年4月1日	平成10年4月1日	
計画面積(ha)		50	130	18	68.3	13	
管渠延長(m)		7,782	42,615	7,032	21,766	6,583	
マンホールポンプ数(箇所)		19		8	6	5	
処理場面積(m <sup>2</sup> )		—	7,000	1,170	1,700	徳山東部浄化センターへ接続	
計画日平均汚水量(m <sup>3</sup> /日)		486	1,229	122	297	370	
計画人口(人)	定住人口	1,144	3,523	254	824	550	
	流入人口	576	1,257	195	274	110	
総投資額(千円)		877,000	3,727,593	693,775	1,260,489	535,000	
令和 5年度末	処理区域内	戸数(戸)	391	1,483	73	232	154
		人口(人)	751	3,062	135	449	285
	水洗化	戸数(戸)	375	1,436	66	178	178
		人口(人)	721	2,968	121	343	207
	水洗化率(%)		96.0	96.9	89.6	76.4	72.6

※計画人口は、事業採択時の目標人口を表わす。

※平成29年度より須々万市地区と山手地区を統合。(H28.7.11より須々万市地区から須々万中央地区浄化センター(山手地区)に送水開始。)

## 9 污水处理人口普及率(令和5年度末)

		公共下水道	特定環境保全公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	合併処理浄化槽	合計
徳山地域	計画区域内人口(人)	79,551	568	3,813	285	5,379	89,596
	処理人口(人)	78,365	549	3,813	285	3,158	86,170
	普及率(%)	98.5	96.7	100.0	100.0	58.7	96.2
新南陽地域	計画区域内人口(人)	27,838	617	135		350	28,940
	処理人口(人)	26,868	614	135		210	27,827
	普及率(%)	96.5	99.5	100.0		60.0	96.2
熊毛地域	計画区域内人口(人)	12,099		449		1,015	14,169
	処理人口(人)	11,734		449		1,015	13,198
	普及率(%)	97.0		100.0		100.0	93.1
鹿野地域	計画区域内人口(人)		1,799			811	2,610
	処理人口(人)		1,783			596	2,379
	普及率(%)		99.1			73.5	91.1
合計	計画区域内人口(人)	119,488	2,984	4,397	285	7,555	135,315
	処理人口(人)	116,967	2,946	4,397	285	4,979	129,574
	普及率(%)	97.9	98.7	100.0	100.0	65.9	95.8

## 10 下水道使用料

下水道使用料の算定根拠となる使用水量は、市の条例により算定されます。

1 か月あたりの「基本料金」と使用水量により増減する「従量料金単価」は次表のとおりです。

下水道使用料金単価表

区 分	基本料金と従量料金(1 か月あたり：消費税込)			
	基本料金		従量料金単価 (1 m <sup>3</sup> につき)	
一般汚水	1,350.80 円		10 m <sup>3</sup> まで	17.60 円
			10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで	174.90 円
			20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで	196.90 円
			30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	206.80 円
			50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	214.50 円
			100 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> まで	220.00 円
			200 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> まで	224.40 円
			500 m <sup>3</sup> を超え 1,000 m <sup>3</sup> まで	229.90 円
			1,000 m <sup>3</sup> を超えるもの	235.40 円
公衆浴場等	100 m <sup>3</sup> まで	10,450.00 円	100 m <sup>3</sup> を超えるもの	66.00 円
備 考	<p>&lt;一般汚水の基本料金の日割算定&gt;            使用算定期間は2か月です。期間の中途において、下水道等の使用を「新規開始または再開始」、或いは「休止または廃止」したときの基本料金額は、次のとおりです。</p> <p>(1) 使用日数が15日以内のときは1月の2分の1            (2) 使用日数が16日から30日までのときは1月            (3) 使用日数が31日から45日までのときは1月の2分の3            (4) 使用日数が46日以上は1月の2分の4</p>			

### 1. 水道水のみを使用の場合

水道を使用した量をそのまま下水道の使用水量とみなします。

### 2. 井戸水のみを使用の場合(家庭用)

1人当たり6m<sup>3</sup>/月として認定します。

### 3. 水道水と井戸水を併用の場合(家庭用)

水道の使用水量と井戸水の認定水量を合計したものを使用水量とみなします。

なお、井戸水の認定は1人当たり3m<sup>3</sup>/月として認定します。

### 4. 営業用等で井戸水等を使用する場合

使用状況が固定的な場合は、使用水量をみなし認定します。なお、不特定多数の方が使用する店舗や事業所などの場合は、量水器(メーター)を市が設置し井戸水等の使用水量を測定し、それを下水道の使用水量とみなします。

### 5. 水道水等の使用水量のうち、著しい量が下水道に排除されない場合

下水道に排出されない水量があり、使用側で量水器を設置するなどそれを確実に計測することが出来る場合は、所定手続きにより使用水量から減量できます。

## 11 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度

周南市の下水道処理区域内においては、水洗化の普及促進、公衆衛生の向上のため、水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給を上下水道局が行う制度があります。

※ 漁業集落排水事業を除く。

### ■ 対象となる工事

周南市の下水道処理区域内の建物について、くみ取り便所を水洗トイレに改造する、または、浄化槽を廃止して下水道に直結するための工事。

### ■ 制度利用の条件

1. 建物の所有者または使用者であること。（法人は除く）

※ 使用者である場合は、工事をするについて建物の所有者の同意が必要です。

2. 市税等の滞納がないこと。

3. 改造資金を一時に負担することが困難であること。

4. 融資を受けた改造資金の償還に十分な能力があること。

5. 弁済能力のある確実な連帯保証人があること。

※ 連帯保証人は、申請者本人と別世帯で市内に居住し、独立の生計を営んでいることを要します。

6. 処理開始の公示の日から3年以内であること。

### ■ 融資あっせん額

改造工事1件につき60万円以内で1万円単位。公共下水道区域での融資あっせん限度額は300万円。農業集落排水区域での融資あっせん限度は改造工事2件まで。

※ 改造工事1件とは、大・小便器1組または大小兼用便器1個のことです。

### ■ 融資手続き

ご本人と制度で定める指定金融機関の融資契約となります。

### ■ 償還方法

融資を受けた月の翌月から36ヶ月以内の元金均等月賦償還。

### ■ 利子補給

融資額の完済後、融資を受けた方が指定する口座に振り込みます。

改造工事1件につき、融資金45万円にかかった利子額を上限として補助します。

## 12 下水道事業の財政状況

### ◆収益的収支

(単位:円 税抜)

科 目	令和5年度決算額
下水道事業収益	4,862,053,974
下水道使用料	2,148,860,788
他会計負担金	1,550,449,369
他会計補助金	73,630,418
長期前受金戻入	1,050,597,001
その他	38,516,398
下水道事業費用	4,719,640,071
人件費	313,788,699
動力費	228,622,621
薬品費	35,419,800
修繕・材料費	141,608,049
委託料	783,139,692
減価償却費	2,651,499,271
支払利息	242,966,899
その他	322,595,040
当年度純利益	142,413,903

### ◆使用料単価・汚水処理原価

(単位:円/m<sup>3</sup>)

区分	令和5年度
使用料単価	169.41
汚水処理原価	173.48
維持管理費	115.54
減価償却費等	57.94

### ◆資本的収支

(単位:円 税込)

科 目	令和5年度決算額
下水道事業資本的収入	2,125,617,076
企業債	946,900,000
他会計出資金	336,072,536
国庫補助金	834,223,550
受益者負担金等	8,420,990
下水道事業資本的支出	4,039,223,265
公共下水道建設費	2,319,052,822
特定環境保全下水道建設費	12,767,785
流域下水道建設費	3,984,600
農業集落排水建設費	41,899,580
漁業集落排水建設費	0
企業債償還金	1,558,347,527
その他	103,170,951
損益勘定留保資金等補てん財源※	1,913,606,189

※資本的収入が資本的支出に不足する額を補てんするもの。

《損益計算書》（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

（単位：円）

1. 営業収益				3. 営業外収益			
(1) 下水道使用料	2,148,860,788			(1) 受取利息及び配当金	1,045,369		
(2) 他会計負担金	729,427,026			(2) 他会計負担金	821,022,343		
(3) 他市負担金	14,508,420			(3) 他会計補助金	73,630,418		
(4) 受託事業収益	2,236,254			(4) 長期前受金戻入	1,050,597,001		
(5) その他営業収益	10,838,015	2,905,870,503		(5) 雑収益	6,226,547	1,952,521,678	
2. 営業費用				4. 営業外費用			
(1) 管渠費	218,694,116			(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	242,966,899		
(2) ポンプ場費	104,499,717			(2) 雑支出	24,549,960	267,516,859	1,685,004,819
(3) 流域下水道管理費	98,164,731			經常利益			139,919,101
(4) 処理場費	1,043,700,185			5. 特別利益			
(5) 水洗化促進費	19,392,077			(1) 過年度損益修正益	3,614,219		
(6) 業務費	110,896,845			(2) その他特別利益	47,574	3,661,793	
(7) 総係費	147,592,933			6. 特別損失			
(8) 受託事業費	2,133,549			(1) 過年度損益修正損	903,481		
(9) 減価償却費	2,651,499,271			(2) その他特別損失	263,510	1,166,991	2,494,802
(10) 資産減耗費	54,382,797	4,450,956,221		営業損失			1,545,085,718
				当年度純利益			142,413,903
				その他未処分利益剰余金変動額			118,405,706
				当年度未処分利益剰余金			260,819,609

《貸借対照表》（令和6年3月31日現在）

（単位：円）

科目	決算額	科目	決算額
資産	72,591,403,165	負債	41,491,542,395
固定資産	68,283,362,246	固定負債	15,772,898,295
有形固定資産	67,693,182,931	企業債	15,373,596,594
土地	9,435,379,585	退職給付引当金	399,301,701
建物	3,310,967,068	流動負債	3,458,320,126
構築物	45,441,716,628	企業債(1年以内に償還予定)	1,527,184,716
機械及び装置	6,201,087,202	未払金	1,901,979,489
工具器具及び備品	7,484,562	賞与引当金	29,137,414
建設仮勘定	3,296,547,886	その他	18,507
無形固定資産	490,179,315	繰延収益	22,260,323,974
施設利用権	490,045,395	長期前受金	36,111,499,632
ソフトウェア	133,920	収益化累計額	△ 13,851,175,658
投資その他の資産	100,000,000	資本	31,099,860,770
投資有価証券	100,000,000	資本金	25,934,219,817
流動資産	4,308,040,919	固有資本金	16,599,514,118
現金預金	3,933,714,822	出資金	8,029,945,274
未収金	369,060,217	組入資本金	1,304,760,425
貸倒引当金	△ 13,334,120	剰余金	5,165,640,953
前払金	18,600,000	資本剰余金	4,787,323,871
		受贈財産評価額	896,683,455
		その他資本剰余金	3,890,640,416
		利益剰余金	378,317,082
		減債積立金	117,497,473
		当年度未処分利益剰余金	260,819,609
資産合計	72,591,403,165	負債・資本合計	72,591,403,165

### 13 周南市上下水道局の組織(共通部門及び下水道部門)

R6.4.1現在

部局	課	担当	事務分掌	
上下水道局	総務課	総務担当	(1) 職員の人事及び研修に関すること。 (2) 職員の給与及び厚生に関すること。 (3) 人事管理に関すること。 (4) 法制事務に関すること。 (5) 庁舎に関すること。 (6) 災害対策及び漏水対策に関すること。 (7) 電子計算機の管理運営に関すること。 (8) 公印の管守に関すること。 (9) 局内の調整に関すること。	
		契約監理担当	(1) 各種工事等に関する入札及び契約(随意契約は除く。)に関すること。 (2) 物品及び業務委託に関する入札及び契約(随意契約は除く。)に関すること。	
		検査監	(1) 工事等の検査及び検収に関すること。	
	技監		(1) 建設部門の総合調整に関すること。 (2) 建設技術の統括、指導に関すること。 (3) 建設技術に係る制度改正に伴う連絡調整に関すること。 (4) 工事関係に係る事務の連絡調整に関すること。 (5) 工事に係る設計図書の確認に関すること。	
	企画調整課	下水道担当	(1) 下水道施設の新設、改良事業等の企画、調査、研究に関すること。 (2) 下水道事業の処理計画及び事業の調整に関すること。 (3) 下水道事業の統計等に関すること。 (4) 下水道事業の広報及び広聴に関すること。	
	財政課	下水道担当	(1) 予算及び決算に関すること。 (2) 出納事務に関すること。 (3) 資産に関すること。 (4) 財政計画に関すること。 (5) 経営の総合調整に関すること。 (6) 周南流域下水道に関すること。	
	料金課	料金担当	(1) 下水道使用料に関すること。 (2) 漏水、異常水量等の確認に関すること。 (3) メーターの維持管理に関すること。 (4) 徴収事務の委託に関すること。 (5) 受益者負担金・分担金の収納に関すること。	
	下水道工務課	整備担当	(1) 公共下水道(浄化センター及び中継ポンプ場を除く。)、都市下水路及び集落排水施設に関すること。 (2) 雨水ポンプ場の建設(土木工事)に関すること。	
		維持担当	(1) 下水道台帳の整備に関すること。 (2) 水洗化の普及促進に関すること。 (3) 排水設備指定工事店に関すること。 (4) 排水設備の設置申請の審査、指導及び検査に関すること。 (5) 受益者負担金・分担金の賦課に関すること。 (6) 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度に関すること。	
	下水道施設課	整備担当	(1) 浄化センター及び汚水中継ポンプ場の建設の計画、改築の計画及び営繕工事に関すること。 (2) 雨水ポンプ場の営繕工事に関すること。 (3) 雨水ポンプ場の建設(機械電気設備)に関すること。	
		管理担当	(1) 鹿野浄化センター及び農業集落排水処理施設の運転管理及び維持管理に関すること。 (2) 特定事業場及び除害施設の指導及び検査に関すること。 (3) 浄化センターの水質管理及び汚泥管理に関すること。	
		徳山中央浄化センター		徳山中央浄化センター及び江口ポンプ場の運転管理及び維持管理に関すること。
		徳山東部浄化センター		徳山東部浄化センターの運転管理及び維持管理に関すること。
		新南陽浄化センター		(1) 新南陽浄化センター、新南陽北部浄化センター及び新南陽汚水中継ポンプ場の運転管理及び維持管理に関すること。 (2) 雨水ポンプ場の運転管理及び維持管理に関すること。
		徳山中央浄化センター再構築推進室		徳山中央浄化センターの再構築に関すること。

職員数(下水道部門)

事務職	技術職	合計
14人	29人	43人

※再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含まない。





# 周南市の下水道

2024年（令和6年）版

2024年（令和6年）9月

編集・発行

周南市上下水道局  
(〒745-8655 周南市岐山通1-1)

各課の連絡先（共通部門及び下水道部門）

総務課	総務担当	TEL 0834-22-8613	FAX 0834-21-7269
	契約監理担当	TEL 0834-22-8625	FAX 0834-21-7269
		E-mail:suido-somu@city.shunan.lg.jp	
企画調整課	下水道担当	TEL 0834-22-8627	FAX 0834-22-7013
		E-mail:suido-kikaku@city.shunan.lg.jp	
財政課	下水道担当	TEL 0834-22-8605	FAX 0834-21-7269
		E-mail:suido-zai@city.shunan.lg.jp	
料金課	料金担当（下水道使用料）	TEL 0834-22-8606	FAX 0834-22-8636
	料金センター（検針/収納）	TEL 0834-22-8608	FAX 0834-22-7002
		E-mail:suido-bill@city.shunan.lg.jp	
下水道工務課	整備担当	TEL 0834-22-8628	FAX 0834-22-8637
	維持担当	TEL 0834-22-8630	FAX 0834-22-8637
		E-mail:gesuikomu@city.shunan.lg.jp	
下水道施設課	整備担当	TEL 0834-26-1504	FAX 0834-26-1519
	管理担当	TEL 0834-26-1531	FAX 0834-26-1519
	徳山中央浄化センター再構築推進室	TEL 0834-26-1517	FAX 0834-26-1519
		E-mail:gesuishise@city.shunan.lg.jp	
	徳山中央浄化センター	TEL 0834-22-8633	FAX 0834-22-8634
	徳山東部浄化センター	TEL 0834-26-1517	FAX 0834-26-1519
新南陽浄化センター	TEL 0834-61-4312	FAX 0834-62-5401	